

令和5年1月19日

保護者 様

松戸市教育委員会

「学校における感染症感染拡大防止ガイドライン」【令和5年1月19日版】
についてのお知らせ

保護者の皆様におかれましては、学校における新型コロナウイルス感染拡大防止への取組みに対し、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

学校の感染拡大防止対策につきまして、この度、「学校における新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」を改訂しましたのでご連絡いたします。引き続き、各学校において、ガイドラインを活用した学校の実態による対策を行って参ります。

なお、本ガイドラインは、10月4日以降の国や県の動向を踏まえた改訂となりますが、今後の動向や松戸市の感染拡大状況、新株の特性、学校の実態等により内容の変更や対応が異なる場合もございます。ガイドラインは、教育委員会や各学校のホームページに掲載しておりますので、ご確認いただき、引き続き、ご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

記

1 学校の教育活動について

「学校における感染症感染拡大防止ガイドライン」（令和5年1月19日版）を活用し、基本的な感染拡大防止対策と多様な学習活動や学校行事、部活動等の実施の推進及び児童生徒のコミュニケーション能力の育成、健康安全の保持増進を踏まえ、日常生活を取り戻すための段階的な取組みを引き続き行ってまいります。

2 改訂の主な内容

- 給食指導時の会話の扱いを変更します。
 - ・ 「大きな声での会話は控える」とします。
 - ・ 会食後における会話は、マスクの着用をうながします。
- 「マスクの着脱をうながす」対応を継続していきます。
 - ・ 適切なマスクの着用の仕方を身に付けさせ、感染状況に応じ、マスクを外す時間を増やします。（マスク持参をお願いします。）
- 行事等は、身体的距離を配慮した上で、場合により感染拡大防止対策を付加して実施します。
 - ・ 児童生徒のみならず多くの保護者の方にも参加していただけるよう対策に努めます。（新型コロナウイルス感染症対応を理由とした過度な人数制限等は行わない。）

3 保護者の方々へのお願い

- 引き続き、下記内容へのご理解・ご協力をお願いいたします。
 - ・ 少しでも体調がよくない場合や風邪症状が見受けられる場合は、医療機関等への相談やご家庭での休養をお願いします。
 - ・ 厚生労働省の示す療養期間、待機期間の遵守をお願いします。
 - ・ 学級閉鎖等の措置へのご理解ご協力をお願いします。
- インフルエンザの流行の兆しもあります。こまめな手洗い、咳エチケット、正しい生活習慣の実施等、家庭における感染症への対応や感染拡大防止対策の実施をお願いします。

4 留意事項

「オミクロン株対応の新レベル分類」による千葉県指標が、レベル2からレベル3に移行しました。本市においては、引き続き、ガイドラインに準じ、感染拡大防止対策の継続をし、教育活動を進めてまいります。今後の感染拡大状況によっては、対策の強化も検討いたします。

また、学校による感染拡大防止対策は、その地域や学校の感染拡大状況や実態等により対応が異なる場合もございますので、併せて、ご承知おきください。